平成２３年（フ）第２７２号
奈良市杏町56番地の１　ルミエール４号館105号
債務者　木村有美子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
広島県尾道市美ノ郷町三成1806―15　レオパレスひよりが丘203、住民票上の住所山口県防府市下右田124番地の６
債務者　田中　英次
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
広島県尾道市長江３丁目26番73号
債務者　後藤　繁巳
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
愛媛県松山市美沢２丁目２番12号　美沢レジデンス212号
債務者　松本アヤ子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９１号
愛媛県松山市南久米町243番地１　第１ゴトービル707号
債務者　玉井　千晶
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
愛媛県松山市清住２丁目1128番地３
債務者　髙田　明子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９５号
愛媛県松山市高岡町177番地４　二宮マンション201号
債務者　河嵜　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地761番地
債務者　宮崎　眞明
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2346番地１
債務者　泉　　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４５号
福岡県宮若市下有木1048番地４、住民票上の住所福岡県宮若市下有木986番地１
債務者　和田喜久次
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５２号
福岡県直方市大字植木777番地１
債務者　赤迫　容子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５９号
福岡県直方市大字上頓野2449番地１
債務者　内岡　文香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県直方市大字頓野2317番地１
債務者　平山　春子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１４３号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄832番地４
債務者　藤　　研二
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
秋田県能代市字中柳２番地35
債務者　髙橋　公樹
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６２号
秋田県能代市字中柳２番地35
債務者　髙橋まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市松葉３―12―14サニーサイドコートＢ―201、住民票上の住所茨城県稲敷市阿波890番地
債務者　秋山　新一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係